

日本赤十字社浦臼町分区からのお知らせ

令和元年8月の前線に伴う大雨災害により、佐賀県に甚大な被害が出ました。
被災された方々を支援するため、下記義援金の受付を行っておりますので、皆さまの温かいご支援を
よろしくお願いいたします。

義援金名称 「令和元年8月豪雨災害義援金」

受付期間 令和2年 2月28日（金）まで

お寄せいただいた義援金は、被災地県に設置される災害義援金配分委員会を通じて被災者へ配分され
ます。

町民の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

そのほか、現在浦臼町で受付をしている災害義援金・募金等は下記のとおりです。

災害義援金名	受付終了日
平成28年熊本地震災害義援金	令和2年3月31日まで
平成30年7月豪雨災害義援金	令和2年3月31日まで
平成30年北海道胆振東部地震災害義援金	令和2年3月31日まで
京都市伏見区で発生した放火事件に係る被害者義援金	令和元年10月31日まで

いずれの義援金・募金も、役場暮らし応援課および保健センターで受け付けています。

これからも町民皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

詳しくは、暮らし応援課生活係へ（68-2112）

狩猟期間中における道有林への入林自粛について

エゾシカ狩猟期間中（10月1日～3月31日）は、多くの狩猟者が道有林へ入林します。
狩猟に伴う事故防止のため、この期間の狩猟目的以外での入林はお控えくださるようお願いします。
エゾシカによる森林等被害を低減するため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

【お問合せ先】北海道空知総合振興局森林室管理課管理係（電話番号：0126-22-1155）

特別児童扶養手当制度についてお知らせ

20歳未満で精神または身体に障害がある児童を養育している場合に支給され、児童の福祉を増進す
ることを目的としています。

障害の程度により1級・2級に区分され、原則として毎年4月、8月、12月にそれぞれの前月分ま
でが支給されます。

※受給者とその配偶者、扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

【支給月額】～月額が変更になりました～

	1級	2級
平成31年4月から	52,200円	34,770円
平成31年3月まで	51,700円	34,430円

申請には必要なものがありますので、詳しくは役場暮らし応援課住民係へお問い合わせください。
（電話68-2112）

買物は町内商店で買しましょう!!

浦臼町住宅リフォーム等補助金について

浦臼町では定住人口増加や地域の活性化を促進するため、様々な支援を行っています。

今号では、住宅のリフォームや空き家・老朽住宅の除去工事の費用を助成する、「浦臼町住宅リフォーム等補助金」についてご紹介します。

補助対象者

- ・住宅の所有者で町内に居住している者（又は、除却工事にあつては相続人）
- ・リフォーム後、直ちに町内に居住する者
- ・町税、水道料金、下水道料金等を滞納していない者
- ・前年における世帯の総所得が550万円以下の者

補助条件

- ・町内業者と契約し、行う工事であること
- ・工事費（消費税を除く）が50万円以上であること
- ・固定資産税課税台帳に搭載されている家屋であること（倒壊家屋の除却工事を除く）
- ・同一の申請者、同一の住宅についての補助は、1回限りとする

補助対象工事

- ・住宅のリフォーム（築後10年を経過した住宅の増築・改築・改修工事）

※内装仕上げ材のみを取り替える工事、設備機器の設置のみの工事、介護保険法の住宅改修費の支給対象となるもの等を除く

- ・住宅耐震改修工事
- ・空き家（倉庫など附属建物を含む）、老朽住宅の除却工事（建替えのための除却を除く）
- ・住宅用太陽光発電システム設置工事

補助額

- ・工事費（消費税を除く）の30%、限度額30万円（補助金の額は、1,000円未満を切り捨てる）
- ・国または道等から移転、建替えその他の補償等の給付を受ける場合は、当該工事の対象額を控除し、補助金の額を算出する

※各様式については、町ホームページもしくは役場2階総務課企画統計係にあります。

※対象工事着手前に、必要書類を添付の上、申請書を総務課企画統計係に提出してください。

お問合せ 総務課企画統計係（Tel 68-2111）

急募

配達員大募集!!

配達スタッフ欠員につき
大募集しております。

- ◎朝4時頃から1時間半程度の配達
 - ◎車持ち込み可能な方（時給1500円～）
- 雪解け4月から本格始動できる方。アルバイトを考えている方、お問い合わせください。

北海道新聞砂場販売所 ☎69-2110



コタエを
出します

すべての相談の相談料が
無料になりました。

相談予約
ダイヤル

0125-22-8373

平日 10:00～16:00(12:00～13:00を除く)

札幌弁護士会 中空知法律相談センター

元気にあいさつをしましょう!!